平成２３年（フ）第６８０号
神戸市兵庫区新開地３丁目３番11―707号、従前の住所神戸市兵庫区福原町８番19号
破産者　サントリーこと　井村　邦夫
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４７号
兵庫県尼崎市大島２丁目22番16―202号
破産者　柴橋　　学
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６１号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目14番19―302号
破産者　大槻　由香
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６２号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目10番15―202号
破産者　橋本　明佳
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５号
兵庫県丹波市青垣町小倉533番地１
破産者　足立　　功
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
兵庫県丹波市氷上町柿柴181番地
破産者　安達　直樹
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
兵庫県篠山市乾新町175番地１　篠山乾新町鉄筋住宅305号
破産者　小島美由希
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第４６９号
奈良県大和郡山市筒井町1343番地１　福井設備株式会社内
破産者　福井　貴世
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成１８年（フ）第６３２号
香川県高松市松福町２丁目７番31号
破産者　西本　清隆
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４５７号
香川県東かがわ市湊100番地２
破産者　福家　昭博
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１９８号
北九州市八幡西区上の原２丁目１番２―408号
破産者　赤池　春喜
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９６号
佐賀県佐賀市富士町大字下熊川318番地２
破産者　内田美代子
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
佐賀県佐賀市多布施１丁目10番２号
破産者　浜岡　秋広
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
佐賀県佐賀市川副町早津江177番地２、住民票上の住所佐賀県佐賀市川副町大字早津江津287番地３
破産者　袋　　洋之
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
岩手県北上市上野町２丁目19番18号
破産者　小原　　茂
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第４８号
岩手県花巻市大迫町内川目第16地割16番地
破産者　伊藤　　博（旧姓花井）
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１３８号
宮城県石巻市南境字新小堤210番地１、前住所宮城県石巻市中里２丁目１番24―203号
破産者　小林　　修
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
茨城県取手市双葉１―７―17　メゾンＨＴ―101、破産手続開始決定時住所茨城県取手市中田592番地
破産者　高橋　　守
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０４９号
神奈川県藤沢市立石１丁目２番14号
破産者　小林　敦司
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部